

太樹法律事務所

URL daijulaw.jp/

E-mail yoshiki@daijulaw.jp

〒104-0031 東京都中央区京橋3-12-4 マオビル10階
TEL: 03-3562-7117 (代表) / FAX: 03-3562-7118



競争法分野のエキスパートとして

太樹法律事務所は、経済法を中心とするビジネス法務、すなわち独占禁止法（以下「独禁法」）や景品表示法（以下「景表法」）の審査、（措置・課徴金）命令取消訴訟、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」）の調査対応、独禁法25条に基づく損害賠償請求訴訟、同法24条に基づく差止請求訴訟の対応、フランチャイズ、通信販売ビジネス等に特化した専門事務所だ。「当事務所は、企業が時代の流れやユーザーの需要に迅速に対応し、創造的な事業展開を安全に行うことができるようサポートすることを業務方針としています」。ビジネス法務のスペシャリストとして企業をサポートし続ける高橋善樹弁護士は、このように語る。

高橋弁護士は、日ごろからクライアント企業の市場における競争状況に目を配り、既存事業だけでなく、新規事業のあり方やリスクを積極的に分析し、必要に応じて役員や従業員に対する研修を実施するなど、クライアントと積極的な関わり合いを持つことが必要と考え、業務はメーカーやフランチャイズ本部、通販事業者、業界団体など

の顧問契約先企業の専門分野に関わる対応を中心に行っているという。「クライアントを取り巻く状況は日々変わっています。何かことが起きてからではなく、日常の意見交換でお互いに問題意識を共有していくことが重要で、そのためには顧問契約という形で向き合っていくことが最良だと考えています」。

業界ごとに抱える問題点を分析し、国の政策による規制法の将来のビジネスへの影響に適切に対応するため、高橋弁護士は日本経済法学会や日本ダイレクトマーケティング学会等の研究活動に積極的に参加している。また、行政府の研究会で立法やガイドラインの策定について企業の現状を踏まえた意見を述べるなど、多方面で企業を支えるための活動を行っている。「法的なアドバイスにとどまらない、マーケティングも含めた経営に関するアドバイスを行うことでクライアントをサポートできればと考えています」。

下請取引の適正化の実現を明確に示した政府

政府主導により、下請法の運用が強化されている。特にプライベートブランド（PB）に関する勧告が増加し

ている。商社の機能的な介在やサプライマネジメントなど、商流や取引形態が複雑化する中、下請法の適用の見極めや違反行為の認定が困難になってきている。そのため、下請法の調査が1年を超え、2年にまで及ぶ案件も増加してきている。「こうした案件では、調査の過程で公正取引委員会の方針や結論が固まる前に、企業側の主張や意見を述べる必要があり、独禁法事件と変わらない対応が必要となってきています」。

もし企業が自社の下請法違反（禁止事項の違反）行為を発見した場合に、企業はどうすべきか。勧告相当案件であれば、公正取引委員会に自主的申出を行うことによって勧告、公表されることなく、下請法コンプライアンスを達成することも可能である。最近では、勧告相当案件か否かにかかわらず、自主的申出が増加していると、高橋弁護士は語る。

専門家でないと分かりにくい 不当表示の境目

不当表示に課徴金が課せられる時代になった。表示管理体制の構築が求められ、表示チェックに追われている企業も多い。特に品質を表示する場合は訴求ポイントに対応した根拠が求められるが、日常的に使用される商品については、人の使用形態に対応しない実験室での結果は訴求ポイントの根拠としては不十分であると判断されたケースも多い。強調表示の場合の注記表示の仕方や体験談を記載する場合の留意点など、ガイドラインなどをよく参考して対応する必要がある。新しい表示はもちろん、従来から使用している表示の再チェックも重要だと、高橋弁護士は指摘する。「不当表示のリスクは、メーカーだけでなく小売業者等の流通業界にとっても大問題となります。小売業者はメーカーの表示を信頼して自らの広告に採用するしかありませんが、その表示に根拠がなければ、メーカーはもちろん、小売業者も不当表示の責任を負うことになります。メーカーの資料を確認するにしても、どこまで遡って調査すればよいのかなど悩ましい問題が山積しています」。

もし不当表示の可能性を発見した場合、どのような対応をとるかも問題である。ただ直ちに表示を止めるだけでは、課徴金のリスクは除去されない。“一般消費者の誤

認を防止する措置”、すなわち、日刊紙に不当表示であることを認め、一般消費者の誤認を解くための措置（お詫び広告等の掲載）をとらなければ、表示を止めた後6か月間の売上額に対しても課徴金を課せられるからだ。企業には迅速かつ的確な判断が要求されるといえよう。



一人だからこそできること

競争法分野の事件対応は、経験に裏付けられた臨機応変な対応、集中的な時間の確保、情報の集約が極めて重要である。「受任する事件や相談案件を絞り、受任した事件や案件はすべて原則一人で責任をもって対応する方針で臨んでいます」と、高橋弁護士。その言葉には、“企業の事業と経営を自らの手で守る”という強い意志が見てとれる。

下請法や景表法の規制は強化される傾向にあり、その執行も厳しさを増している。こうした規制への対応に悩む企業も多い中で、日々に実務と研究に取り組む高橋弁護士の知見は、企業の拠り所となるに違いない。

DATA

◆ 所属弁護士等

弁護士1名(2017年12月現在)

◆ 沿革

流通独占禁止法の第一人者であった故川越憲治弁護士の事務所にて19年あまり独禁法審査、審判、審決取消訴訟事件、景品表示法審査事件、下請法審査事件のほか、フランチャイズ、通信販売等流通分野の相談業務に従事した後、2011年9月太樹法律事務所設立

◆ 過去の主要案件

△独占禁止法審査・審判事件△審決取消訴訟△独禁法25条訴訟△独禁法24条差止請求訴訟△景品表示法審査事件△下請法調査対応等

◆ 主な著書・論文(共著含む)

川越憲治『実務経済法講義』(民事法研究会、2005)、川越憲治・志田至朗・山田務編『Q&A 新しい独占禁止法と金融実務』(金融財政事情研究会、2007)、高橋善樹『消費者団体訴訟制度のしくみと企業の対応実務』(日本法令、2009)、白石忠志・多田敏明編『論点体系独占禁止法』(第一法規、2014)